

## 第4回 公共ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：令和6年12月9日（月）14:00～16:02

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

(委員) 中室 牧子（座長）、杉本 純子（座長代理）、林 いづみ、落合 孝文、  
川邊 健太郎、

(専門委員) 田中 良弘、住田 智子、片桐 直人

(事務局) 大平参事官

(関係者) 田中 邦裕 一般社団法人ソフトウェア協会 会長

石井 大地 株式会社グラファー 代表取締役

加藤 健 一般社団法人情報サービス産業協会  
ビジネス委員会デジタル社会推進部 部会長

中溝 和孝 内閣サイバーセキュリティセンター  
副センター長（内閣審議官）

杉本 貴之 内閣サイバーセキュリティセンター 内閣参事官

井幡 晃三 デジタル庁 統括官付審議官

鈴木 智晴 デジタル庁 統括官付参事官付企画官

名越 一郎 総務省自治行政局住民制度課 デジタル基盤推進室長

馬場 智子 総務省サイバーセキュリティ統括官室 企画官

渡辺 琢也 経済産業省商務情報政策局情報産業課  
情報処理基盤産業室長

沖田 孝裕 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター  
特命担当部長（ISMAP）

4. 議題：

（開会）

議題、「ISMAP制度の手続の緩和等」

（閉会）

○大平参事官 定刻となりましたので、ただいまから、規制改革推進会議第4回「公共ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、事務局から会議に関する連絡事項を申し上げます。本日はオンライン会議にな

りますので、会議資料は画面共有いたしますが、お手元に御準備いただければと思います。会議中は発言者の声ははっきり聞き取れるよう、基本的にマイクをミュートにしてください。御発言される際にはミュートを解除していただき、御発言後に再びミュートに戻していただきますよう御協力をお願いいたします。

続きまして、本ワーキング・グループの出席状況について報告いたします。大橋専門委員、戸田専門委員、村上専門委員が御欠席との連絡を承っております。また、中室座長、落合委員、田中専門委員におかれましては、途中退席される旨、お伺いしております。なお、中室座長の御退席後の議事進行につきましては、杉本座長代理に行っていただきたいと思っております。

以後、議事進行は座長をお願いしたいと思います。中室座長、お願いいたします。  
○中室座長 ありがとうございます。座長の中室でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日の議題「ISMAP制度の手続きの緩和等」に入りたいと思います。

ISMAP制度は多くの国民の方にはなじみがないかもしれませんので、簡単に説明いたしますと、政府がクラウドサービスを調達する際に一定のセキュリティ要件を満たす必要がありますが、調達する各省庁が自分で要求内容を確認する必要があるようにあらかじめ要求を満たしたサービスを登録する制度として、各省庁はそこから選ぶことができるといったものになります。

しかしながら、事業者にとって申請手続きが非常に煩雑であり、費用も高額であるなど、スタートアップ企業等にとって登録を得ることのハードルが高く、登録の参入障壁となっていると伺っております。

また、複数の事業者のクラウドサービスを利用して情報システムを構築するマルチクラウドについて、政府の方針では基本的に禁止されており、システム開発事業者がマルチクラウドによる低廉かつ効果的な提案を躊躇してしまうなど、事実上の参入障壁となっていると伺っております。本日はこれらの課題に関して業界団体等から要望をいただいておりますので、その改善方策などについて御議論いただければと思います。

この議題に関しては、一般社団法人ソフトウェア協会、株式会社グラファー、一般社団法人情報サービス産業協会、内閣サイバーセキュリティセンター、デジタル庁、総務省、経済産業省に御出席いただいておりますほか、オブザーバーとして独立行政法人情報処理推進機構に御参加をいただいております。

なお、川邊委員の所属する企業はソフトウェア協会の会員でございますが、本日は飽くまでも規制改革推進会議の委員としての立場での御参加となりますので、皆様、御了解のほど、お願いいたします。

初めに、本日の議題に関する御要望をお伺いしたいと思います。一般社団法人ソフトウェア協会から事前に御提出いただいた資料を基に御意見等を頂戴したいと思います。12分程度で御説明をお願いいたします。

○一般社団法人ソフトウェア協会（田中会長）　どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はこのような機会をいただきましてありがとうございます。ソフトウェア協会の会長をしております、さくらインターネットの田中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

当協会の説明につきましては、お配りさせていただいた資料のとおりでございます。Amazonさん、Googleさん、Microsoftさんを含めた外資系の方も含め、多くの方が理事になっていただいております。現在、800社の会員企業で構成されております。多くは小規模な事業者様なのですが、大手からいろいろな方々に入会をいただいております。

今回、我々は冒頭の発表でございますので、少しISMAPについてお話をさせていただければと思っております。シンプルに申しますと、中室委員よりございましたようにクラウドのセキュリティ要件を決めるものでございます。本日は、このISMAPをもう少し取りやすくないのかということ、ISMAPの簡易版であるLIU（Low-Impact Use）の利活用をもっと進めるべきであるということ、加えて、ガバメントクラウドにおけるマルチクラウドが現状デジ庁さんのほうで余りよいとされていない中で、マルチクラウドを使うべきではないかということについて5点お話をさせていただければと思っております。本日はこのような形で進めさせていただきます。

まず、1点目でございます。ISMAPについて、その運営主体が明確でないということは課題であると感じております。といいますのも、ISMAPでなぜこうなっているのかということが分からない部分が多いわけなのですけれども、それをなぜかと追跡しようとしても追跡ができないという状況がございます。

また、なぜかどこかに有利なのではないかという内容が含まれていたとしても、その有利にしている方がもしかしたら委員になっているのかどうかということすらも開示がなされていません。そういった意味で、どのような経緯をもってそのような規定になっているのかということを追跡できないことから、不透明な部分が非常に多いと感じております。この部分についてはしっかりと明確化をしていただくということと、非開示になる部分も一部あるのは承知しておりますけれども、できることであれば開示をしていけるところをもっと増やすべきではないかということをお願ひいたします。これが1点目でございます。

2点目でございます。これは認定機関が限られているということがございます。監査法人様が監査認定機関として5社認定されているのですけれども、どこも非常に忙しくなっているということで、結果として取得費用が高額になっております。同様のISMS、ISO27001でございますけれども、こちらについては30社ほどの認定機関がございます。認定機関が多くなればなるほど当然のことながら審査機関の多様性が高まってまいりますし、コストの軽減ということが見られると思っております。実際にコストが高過ぎて途中で断念をされたら、本日もグラファーさんが発表されると聞いておりますけれども、同様の事態に陥ったとも聞いております。そういったことで、現状、どういうことが起こるかとい

うと、ISMAPは高いからもう取らないと。ただ、使いたいSaaSサービスがあったときに、ISMAPは取れていないけれどもこれは特別に認めてあげようみたいなことになってしまうと、まさしく形骸化しかねないということがあります。

あと、さくらインターネットの社長としての立場で言うと、実はISMAPは非常に苦勞して取りました。なので、このままのほうがいいのではないかと思わないわけでもありません。これ自体が既に既得権を生んでいるということでもあります。なので、既に取りっている人がこのままでいったほうがいいのではないかという状況に陥っていること自体が異常な事態ではないかと思っていますし、ISMAPがないものだけでも採用しようということになると、何のためにISMAPを取るのかということになり、結果として形骸化しかねないということがございます。そういったことから、もっと取りやすい環境を作るということが必須であると考えているわけがございます。

3点目でございます。審査期間の短縮と審査工数の削減という部分でございます。現状ですと非常に長い審査期間がございますし、実は審査している間にサービスが変わってしまうということも往々にしてございます。そういったことから、差分の認証ができるであったり、変更後の簡略化ということも必要ですし、そもそも初期の登録の簡略化というのも必要ではないかと考えております。

あとは、ISMS、ISO27001等の既存の認定のフレームワークもあるわけですがけれども、例えばそれを援用することによって工数を削減できるということもあってよいのではないかと考えております。事実としてISMS、ISO27001等やSOC2といったセキュリティ認証が非常に乱立している中で、それらを取っている人というのはすごく増えているわけがございます。そういったものを利活用することによって、ISMAP自体の審査自体を簡略化することも当然できるのではないかと考えております。

これの背景として、やはりスタートアップさんが既にいろいろな認証を取っていったのだけれども、ISMAPを取るだけでも大変だという状態が起こって、結局大企業が有利な状況が結果的に生まれてしまうという非関税障壁みたいなもので、実際にはみんな入札しているのだよとなっていながらも、ISMAPが必須だということになってしまうと、事実上スタートアップを排除している状況になってしまう。これは非常にゆゆしき問題ではないかと思うわけがございます。

4点目に関しましては、冒頭申し上げたISMAP-Low-Impact Useの利活用というものです。これに関しては、審査項目は変わらないものの、監査の必要がないということがございますので、非常に取りやすいという触れ込みだったのですが、現状、10月31日時点で1社しかLIUを認定されていないという状況があります。

あと、Low-Impact Useとは何なのかということに対して客観的に評価しにくいというのがあります。現状起こっているものとして、例えば自治体さんのこういうシステムはローインパクトだから、LIUを持っていればいいのではないかみたいな議論になったときに、その自治体の担当者さんがもしLIUで認定を取ってしまっ、これはローインパクトではな

かったよと後で言われてしまったらどうしようというリスクを考えてISMAPが必要だと書いてしまっているケースが多く見られています。事実上、SaaSであれば、例えばガバメントクラウドみたいな非常に大きなシステムだと相当の審査をしないとイケないのは当然だと思いますけれども、ちょっとした名刺ソフトだったり、業務のDXだったりといったところで同様のISMAPの基準を援用していくというのは非合理的なのではないかと思うわけです。

例えばSaaSに関してはLow-Impact Useでいいですよみたいなことで明確化していけば、Low-Impact Useを使うということもできますし、現状では残念ながらローインパクトかどうか分からないのでISMAPが必須だという案件が増えてきていて、事実上ISMAPを取らざるを得なくなっているという状況があります。

ですので、ISMAPが仮に今のままの項目だったとしても、LIUが有効に活用されるということになるのであれば、もしかしたらスタートアップさんはLIUを取ることによって多くの案件にアクセスできるようになるかもしれないと思っております。ですので、事実上ISMAPを取らざるを得ない、LIUが余り意味がないという状況を改善していくことが非常に重要であると私は考えております。

ここまでがLIUのことです。

最後に5つ目、マルチクラウドに関する否定的な記述の是正というものでございます。確かに複数のクラウドを併用するというになると、コスト的にも短期的には上がってくるということもございまして、例えば使いづらさといったことも起こり得ます。ただ、現状で言うと事実上5社認定されているガバメントクラウドに関しても、一般的なクラウドに関しても、特定の1社さんがほとんどのシェアを持っているということがあります。ですので、ベンダーロックインから開放するためにクラウドファースト、クラウドリフトというのを進めてきたにもかかわらず、新たなロックインを作る状況になりつつあるということが非常に課題であると考えております。

正直なところ、マルチクラウドというのは短期的にはコストがかかるわけでありましてけれども、中長期で言うと複数の参入者があつたほうがコストの低減というのが見られるわけですし、特定の会社さんの値上げの影響を受けないということもあります。また、クラウドに関しては障害、トラブルもあるわけなので、やはり複数に分散しておかないと非常時に課題があるということも挙げられます。この意味で、短期的にはシングルクラウドのほうがいいという状況があるものの、繰り返しになりますが、現状、特定の会社だけが大部分の受注をしているという状況があり、多様化というのがなかなか進まないという状況があります。このようなことから、SaaSにしてもPaaS/IaaSに関しても全てマルチクラウドというのを肯定的に受け入れていただけるような表現というのが必要とされているのではないかと感じております。

以上で私からの発表となりますが、最後に申し上げたいことは、いかに新たな参入者を生み出し、そしてクラウドが利活用される状況にするのかということが重要だということでございます。私、業界団体の会長をしていますと、時に私個人の会社が既得権側になっ

ているなということ客観的に非常に感じるがあります。これでは短期的には儲かったとしても、中長期でこの国は発展しないと思っています。もし私がこのような立場でなければ、個社の発展というのを考えていたかもしれませんが、業界を横断的に見る中で、多様な事業者、そしてスタートアップも含めた新しい人たちが活躍できる環境を作ることこそ、この国の発展にもなりますし、外資を排除するわけではなく、表から迎えながらも正当な競争環境をしっかりと作っていくことがこの国のデジタルの発展につながるものだと思っています。

では、そろそろ時間でございますので、ソフトウェア協会田中からの発表は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○中室座長 ありがとうございました。

続きまして、株式会社グラファーから10分程度で御説明をお願いいたします。

○株式会社グラファー（石井代表取締役） 株式会社グラファーの石井でございます。こちらの資料を投影してお話しさせていただきます。

弊社は自分たちの開発しているサービスをISMAPクラウドサービスリストに登録をしたのですけれども、その後、取り下げたという経緯がございますので、そのいきさつを御説明申し上げた後に、このISMAPという制度の改善を考える場合に事業者の目線からお話しできることを御提言させていただければと思います。

まず、簡単に会社がどんなことをしているかという御紹介なのですが、今回話題になりますのは、弊社が行っている事業のうち、今、画面に投影しているものの左側、行政サービスのデジタル変革というものを手がける「Graffer Platform」という製品になります。こちらはイメージとしては、簡単に言いますとスマートフォンやパソコンなど、インターネットを使って行政手続きがオンラインでできるといったオンライン申請のプラットフォーム、それから、役所の窓口をネットで予約するみたいな、いわゆるオンラインで手続きや申請相談ができるといったサービスを主に地方自治体様に提供しているということでございます。現状、かなり多くの地方自治体様とお取引をさせていただいているという状況でございます。

そんな弊社がこのISMAPクラウドサービスリストの登録を目指した理由といたしましては、もともと自治体・官公庁におけるシステム、とりわけクラウドサービスの提供においては何らかのセキュリティ的な基準が必要であろうというお話があり、それは私どもも非常に共感するところございまして、その中でISMAPというものができて、今後はこれがいわゆるスタンダードになっていくという認識を持ちましたので、であれば、ISMAPの取得を考えようということで検討いたしました。

当初の想定としては、こちらにも記載がありますが、監査のコストとして年間1,000万から2,000万ぐらいかかりますと監査法人より御説明をいただき、かつ、弊社側もその対応をするための監査対応の工数、それから、もちろんセキュリティを担保するための例えば開発のやり方を変えたりといったところの運用工数がかかるということになりま

す。当初の想定ですと、金銭換算すれば年間3,000万から4,000万円ぐらいの継続的なコスト負担をしていけば、このISMAPの登録と維持ができるのではないかと、そして、これをやることによって国、あるいは地方自治体のシステムの入札案件に参加でき、売上げが伸びていくということであれば、これは経営合理性があるという話になりますので、取得をスタートさせたということで、2021年頃にこれを動かしていったのですけれども、実際、この取得の過程でいろいろと新しい情報が出てきました。

まず、監査コストなのですけれども、最初は1,000万から2,000万円ぐらいという御説明で始めていったのですけれども、認証を取った後はもっとかかりますよということで、年間3,000万から4,000万かかるというふうになってきた。そんなにかかるのかということで驚いたのを覚えております。

それから、実際の監査の過程で、まだ私どもは最初にISMAPを取った会社ですので運用がなかなか固まらない中、やりながら試行錯誤しているところがありました。その中で、実際に規定を満たすためにどういう運用が必要なかと対応していくと、思っている以上に工数がかかるなというところで、もともとは1名ぐらいは専門でISMAPのために人が必要なのではないかと思っていたところ、実際には3名ぐらいフルタイムで動かないとできませんと現場から報告も上がってきました。いろいろもろもろのコストを考え合わせると、年間1億円ぐらいはISMAPの登録を維持するために必要だという経営的な状況がございました。

では、それに見合うだけの売上げがどんどん入ってくるならば、それはそれでいいわけなのですけれども、実際に私どもが参加しているような入札案件で、ISMAPという制度は結構前にできたのですけれども、これが本当に必須となる案件はあるのかということも調べました。すると、実質のところ、ISMAPがなければ出られない案件というのは正直私どもが出ているようなものではなかった。そして、ISMAPの取得は実際にしたわけですけれども、取得見込みがあるということが有効に機能して受注できたのではないかとと思われる案件というのが1件程度あったということになりましたので、これはなかなかコスト対効果というか、投じるコストに対して得られる収益というのは限定的ではないかという結論に至ったわけでございます。

そこで、クラウドサービスリストに登録させていただいたのですけれども、自ら取り下げるということで、1年で取り下げになりました。それによってISMAPの監査コスト、それから監査に対応するコストのところは登録を取り下げることによってなくして、他方、セキュリティというのは結局我々のような事業においては競争力の一つですので、セキュリティをしっかり担保することについては継続的に投資をするという方針がありましたので、ISMAPの登録に当たっていろいろな運用を整備したのですけれども、全部ではないのですけれども、大部分はそのままセキュリティ水準を高めるための措置というものは残して、それから、ISMAPはちょっと運用するのが大変なのですけれども、例えばここにも記載しておりますけれども、ISO/IEC27017（クラウドセキュリティ）の認証というのは取ろうとい

うことを決めて、実際、今年取得しておるといところでございます。

事業者の目線からISMAPを取る・取らないといところがどういう状況になっているのかということをお私目線から見ますと、こちらに挙げているような悪循環が生じている。先ほど田中様からお話があったと思うのですけれども、ISMAP取得というのは非常にコストがかかる。とりわけ私どものような会社というのは地方自治体の案件に出ているのですが、どうしても案件の単価というのはそんなに大きくないのですよ。これが何十億、何百億という案件であれば、ISMAPの1億円のコストというのは全然問題ないのですけれども、それこそ年間数百万円とか、数十万円という案件でクラウドサービスを売ること稼いでいるという中に、1億円のコストがどんとかかっても、これは全然ペイしないわけなので、すね。ですから、当然このような地方自治体向けのちょっとしたシステムを販売する会社からするとISMAPを取得できないということになる。

このISMAPを取る会社が少ないので、結局地方自治体さんが例えば弊社がやっているようなオンライン申請のシステムを調達するとなっても、どの会社もその認証を取っていないので、それを入札の要件に載せてしまうと誰も応札しないということになりますね。そうすると、結局ISMAPというものは入札の要件に入れていけないということなので、会社からするとISMAPが要件に入っている入札がないではないかと。であれば、それを取る必要はないだろうという悪循環がぐるぐる回っていくというのを御理解いただけると思うのですね。今、まさにそのような状況になっていて、とりわけ売上げの小さい弊社のようなスタートアップであるとか、案件の単価の規模が小さい地方自治体の案件などになると、これを対応するというのはなかなか難しいのではないかとこの状況に陥っていると私どもは認識しているところでございます。

このようなことを踏まえて、ISMAPの制度の趣旨というものは冒頭にも申し上げましたとおり私どもも非常に共感するところがあり、何かしらのセキュリティの基準をクリアしている、それを客観的に認証していれば、実際には取引コストが下がってくるという効果はあると思うのですけれども、今の問題は非常にそこを取るためのコストが高いということになっておりますので、大きく2点ほど御提言差し上げたいと思っております。

一つは、技術環境がどんどん変わるということをお前提に規格を設計していただけるというところがあると思えます。先ほどもお話がありまして、政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針というところでマルチクラウドは原則避けるべきといった規定があると認識しておりますけれども、これも結局、技術の子細を決め込む規定なのですけれども、マルチクラウドであったほうがコスト対効果が良いケースもあるのですね。結局各クラウドベンダーが同じような機能を異なる価格で提供していたりして、こちらの機能についてはこちらのベンダーのほうが安いみたいなことは当然ありますから、あるいは私どもも最初はそうしていたのですね。ただ、ISMAPに準拠する過程で実は一個のベンダーに寄せたということがあり、それに実はコストがかかっていたりするというところもあるので、そういったところはなるべく技術的、あるいは経済的合理性に基

づいて判断できるようになるといいのかなと思っておりますし、あとはシステムというのは単にシステムだけが鉄壁であっても意味がなくて、それを運用する人に例えば悪意があったりすると、これは崩壊してしまうわけですね。そういったところの審査などもできるといいのではないかなというのが一点です。

2つ目は、先ほどの話にもありましたとおり、我々のような会社はそもそもISMS、あるいはクラウドセキュリティの認証、会社によってはSOC2を取っているという会社さんもあるのですけれども、こういったものを既に取りっていたりしますので、そこでもう認定されている部分は審査は必要ない、その差分だけを明らかにしてそこをやるように、既存の規格からステップアップできるように設計いただければ、かなり合理的にどんどんレベルを上げていこうみたいな形でISMAPも臨めるのかなと思いますので、そういった措置をしていただけるといいのかなと思っております。

私からは以上となります。ありがとうございました。

○中室座長 ありがとうございました。

続きまして、一般社団法人情報サービス産業協会から12分程度で御説明をお願いいたします。

○一般社団法人情報サービス産業協会（加藤部会長） それでは、JISAから発表させていただきます。

私は情報サービス産業協会(JISA)のデジタル社会推進部会の部会長を務めております、加藤と申します。よろしく申し上げます。

まず、JISAについて若干御紹介をさせていただきたいと思っております。JISAは全国に541社の会員を持っておりまして、会員は大企業から地域の中小企業まで幅広く、活動も海外にまで及んでおります。日本を代表するIT企業の団体の一つとなっております。

JISAの組織ですけれども、今、7つの委員会やコミュニティー、それから事務局で構成されております。会長はSCSKの福永様でございます。私はビジネス委員会の中にある先ほど申し上げたデジタル社会推進部会の部会長でおります。よろしく申し上げます。

今回はISMAPの制度とマルチクラウドについてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、ISMAPにつきましてです。基本的な理解ということで、先ほどからお話がかかり出ておりますが、このスライドで申し上げたいのは、ISMAPの要求事項のうち95%がISO27001などの国際規格とかなり重複しているということをここでは申し上げさせていただきます。

その中で、先ほどからお話が出ていますけれども、ISMAP制度自体の登録維持の負担については、特に中小企業の場合は現行の制度のままでは非常に取得・維持のハードルが高いと言わざるを得ないと思っております。日本の多くのベンダーさんは既にISMSやISO27001の認証はほぼ取得しており、セキュリティレベル向上に努めております。

ただ、今回のISMAPの要求と27001の規格要求事項が多く重なっているために、現行制度では同様の要求事項について二重に審査が行われるということが大企業にとっても負担になると伺っております。

そして、更に懸念されるのは、ISMAPの取得が現行制度のままで地方公共団体のサービスにも適用されるかということでございます。図のとおり、全国の自治体の70%は人口5万人以下の小規模団体になっております。こういうところは職員も非常に少なく、自力のシステム運用というのは大変厳しい状況ですので、地域においてはベンダー企業と自治体と一緒に地域デジタル化を支えていっているというのが現実だと考えております。これについてはまた後ほどお話をさせていただきたいなと思っております。

そして、JISAが懸念する根拠の一つは、基本方針であります。基本方針策定の必要性は大変よく理解しておりますけれども、策定のプロセスがいまいち不透明でありまして、また、曖昧な表現が多く目立っております。

JISAが懸念します根拠の2つ目は、総務省が最近出されましたガイドラインについてです。ここでは自治体の機密性について見直しがされておりました、政府レベルのセキュリティレベルの統一性を図られているというのは理解しておりますけれども、ISMAP登録サービスに限定する目的が不明確でございます。多くの地域ベンダーは自社のクラウドなどで自治体の機密性レベル3Bや3Cを扱うシステムを実際に今でも運用しております。これに現行制度のままでISMAPが求められた場合には、大きな混乱を招くのではないかとということが懸念されます。本年6月に地方自治法が改正されまして、自治体にサイバーセキュリティを確保するための方針策定を義務付けられたということに合わせてガイドラインの重要性が増していると考えます。現行のままISMAPの登録サービスに限定するというものについてはぜひ再検討をお願いしたいと考えております。

ここでは、先ほどからお話が出ていますが、多くのベンダーさんがISO27001を取得しておりますが、ISMAPにかかるコストについて例示をさせていただいております。ISMAPにかかるコストは今、ISO27001を運用するためのコストに比べて大きな差異がございます。現行のままでISMAPを取るとなると、この表の①と②に書かれておりますISOとISMAPの審査を毎年異なる機関から受けるということになり、その費用の回収には大きな売上げも必要になってきますが、それを自治体様に請求することは不可能だと考えております。

小規模自治体様の実情につきましては先ほど述べましたが、これまで地域ベンダーはシステムの運用や保守以外にも標準化などのDXの推進に係る情報提供や提案、支援を行ってききましたが、現行のままISMAPを地方自治体に求め、地域ベンダーに義務付けるということになると、地域ベンダー自体が自治体の支援から撤退せざるを得なくなり、職員様だけの運用が非常に厳しくなり、自治体DXの支援にも影響しかねないと考えています。地域にあっては自治体とベンダーが力を合わせて地域のデジタル化やDXを推進し、データの活用で社会課題の解決に取り組む、そして、並行してセキュリティレベルの向上を進めていくことが求める姿ではないかと考えております。

提言といたしまして、ガイドラインとしては、実際の運用に当たってISMAP以外にもガイドラインにチェック項目がたくさん記載されております。よって、ガイドライン図表23に書いております、ISMAP登録サービスを使うというふうに限定するのではなくて、チェック

リストに書かれております規定事項を満たすなどの表現でいいのではないかと考えます。

あわせて、小規模自治体の少ない職員数を考えて、自治体が行うべきチェックを詳細に記述することに代えて第三者認証の審査エビデンスの確認に変えるなど、自治体の負担軽減を図っていくことも必要ではないかと思えます。ISMAP制度そのものを広く利用できるように、大幅なコストの削減を図っていただきたい。そのためには、既存のISMSやISO27001の制度の取り込みも視野に入れて大胆な見直しをしていただけないかと考えます。それが実現できれば、地域ベンダーも積極的にISMAPを取得して、自治体のセキュリティレベルの向上にも今以上に取り組んでいけると考えております。

続きまして、マルチクラウドの話に移らせていただきます。マルチクラウドを厳に避けると基本方針に書かれておりますけれども、マルチクラウドを利用するほうが技術的な合理性、経済的な合理性があるケースもあるのではないのでしょうか。実際に既にマルチクラウドとなっているケースについては技術的な合理性と経済的な合理性に基づいていると考えております。

基本方針では、データの移行が合理的であればベンダーロックインではないと記載されておりますけれども、クラウドサービスベンダーが提供する独自の機能を利用すれば、技術的な合理性と経済的な合理性があってもベンダーロックインにはなると考えます。全てのサービスをシングルクラウドで提供できればいいのですが、今、ここに示しておりますような事例のように優れたサービスが他のクラウド上にあれば、それを使うほうが技術的な合理性と経済的な合理性を得るケースもあります。そして、このようにクラウド上の優れたサービスを選択して利用することが基本方針が目指すべき方向ではないのかなと理解をしています。

基本方針にはマネージドサービスの活用によるコスト削減として、今日のスマートなクラウド利用においてCSPが提供するマネージドサービスの機能を組み合わせることで大きな機能が実現できると書かれています。必要に応じて最適なクラウドのサービスを選定することは、CSP間の競争原理による技術の革新やコストの削減にもつながり、本来の基本方針の理念に沿うのではないかと考えております。マルチクラウドのほうが技術的・経済的にも合理性があると思料されるケース、クラウドスマートと記載されております。クラウドを賢く適切に利用するという意味で考えております。

これまで説明してきましたとおり、ベンダーロックインは存在しますが、また、クラウドが提供する優位なサービスを柔軟に活用することで、クラウドサービスベンダーの競争原理が更に活性化して技術的な合理性、経済的な合理性が更に高まるのではないかと考えておりますので、スマートなクラウド利用が実現できることが基本方針の趣旨であることから、ベンダーロックインについて、マルチクラウドについて厳に避けるといった表現は削除してはどうかと考えております。

終わりに、私も地域のベンダーの代表ではございますけれども、こうしたお話につきましては、飽くまでも自治体とベンダーが一緒になって地域の課題解決に向かうために様々

なサービス向上を図り、セキュリティレベルも上げながら取り組むということで、目的的には最終的には住民のサービス向上に向けて安全・安心なシステムを使い続けることができるということを担保することがもちろん企業の使命であると考えておりますので、その辺を御理解いただければなと思っております。

以上で発表を終わります。

○中室座長 ありがとうございます。

続きまして、今、御説明いただいた要望に関しまして、関係省庁から御意見をお伺いしたいと思います。まず、内閣サイバーセキュリティセンターから事前に御提出いただいた資料を基に御意見を頂戴したいと思います。8分程度で御説明をお願いいたします。

○内閣サイバーセキュリティセンター（中溝副センター長） それでは、制度所管4省庁を代表いたしまして、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の中溝から、ISMAP制度及びその見直しの検討状況についてということで御説明をさせていただきます。

1スライド目でございます。こちらはISMAP制度についての概要ということになります。業界の方々のヒアリング資料の中でも言及いただいておりますとおり、ISMAP制度というのは各政府機関が利用するクラウドサービスについてセキュリティを確保しつつ、その円滑な導入や利用を促進する観点から設けられた枠組みでございます。

スライドの下部にありますサイクルのイメージ図を御覧いただければと存じます。ここに「統制構築」というものがございます。まず、クラウドサービス事業者（CSP）がISMAP管理基準に基づいて登録しようとするクラウドサービスに関し、必要なセキュリティ対策を講じるなどにより、統制を構築いたします。このISMAP管理基準は、ISO27000シリーズなどの国際標準を踏まえて策定されております。

次に、「外部監査」でございます。CSPが講じたサイバーセキュリティ施策の整備状況及び運用状況について、外部監査機関が監査を実施いたします。その後審査ということになります。CSPは外部監査機関による監査結果を付してISMAP運営委員会に登録申請を行います。運用支援機関である独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が技術的な審査を行った上で、運営委員会における審査を経て登録の決定を行います。この運営委員会は、サイバーセキュリティに関する高い知見を有する専門家のほか、制度所管4省庁、すなわちNISC、デジタル庁、総務省、経済産業省で構成されております。また、この枠組み全体の制度運営についても、この制度所管4省庁が連携・協力して実施しています。

運営委員会での決定を経て、当該クラウドサービスはISMAPクラウドサービスリストに登録されることとなります。各政府機関等がクラウドサービスを調達する際は、原則としてこのリストに掲載されたサービスから調達することとされています。これにより、調達の都度、クラウドサービスのリスク評価を行う手間を省いて、効率的にかつ一定のセキュリティ水準が確保された安全なクラウドサービスを調達することが可能となっています。

なお、スライド上部の文章の2パラ目にありますとおり、リスクの小さな業務、あるいは情報の処理に用いるSaaSサービスを対象にしたISMAP-Low-Impact Useという枠組みも令

和4年11月から運用しております。政府機関が利用するクラウドサービスのセキュリティ確保の観点から、このISMAP制度の適切な運用を図っているところでございます。

続いて、2スライド目でございますが、こちらはISMAP制度の現状ということでございます。制度自体は令和2年6月に運用を開始しておりますが、これまで登録されたクラウドサービス数の推移はスライド左側の図にありますとおり着々と増加しており、本年10月現在で76サービスとなっております。また、ISMAPの利用率は、昨年10月末現在でスライド右側の図にあるとおりの数値となっております。IaaSやPaaSについては約9割となっており、政府機関が利用しているサービスのうち相当程度が既にISMAPリストに登録されているものとなっております。

一方、SaaSについては69%、約7割と、ISMAP未登録のサービスがいまだ多く利用されているという現状であることから、SaaSサービスの利用率の向上が特に大事な検討課題になっていると考えております。

次のスライドでございます。ISMAPについては、これまでもCSPの方々から多様な制度改善の要望をいただいております。それらも踏まえて既にいくつかの制度改善の取組を実施済みでございます。例えば外部監査の負担が重いといった声に対応するために、更新時の管理策に係る外部監査は複数年、具体的には3年で一巡させるローテーションでの監査を導入して実施サイクルの効率化を図ることとしたほか、ISMS認証を取得している場合の監査の一部省略、具体的には更新時のマネジメントに係る監査については3年で一巡させるローテーションでの監査を可能とするなどの負担軽減を行いました。

また、登録審査の期間が長いといった声に対応するため、「モデル審査期間」として登録申請の受理からおおむね5か月以内に登録の適否を判断し、また、更新申請のうち審査上の問題がないサービスについては最短で2か月でリスト登録を可能としたほか、審査プロセスにおける手戻りを防止するために、IPAにおける事前相談の拡充や各種様式の改善の実施、「ISMAP管理基準ガイドライン」の作成・公開を通じた管理基準の解釈の明確化等により、審査の迅速化・明確化を行いました。

さらに、関係主体とのコミュニケーション不足といった声に対応するため、ISMAP制度に関する総合窓口をNISCに設置したほか、クラウドサービス事業者の方々向けの制度改善に関する説明会などを実施しております。

これまでこうした改善にも取り組んでおりますが、我々の周知の取組が不足していた面もあると反省してございまして、これらの制度改善についての広報にも力を入れてまいりたいと考えております。

その上で、このほかにも必要な見直しに向けて検討を進めているところでございます。特に2スライド目でも御説明いたしましたとおり、SaaSサービスの登録の増加に向けて、SaaS事業者の負担を軽減する方向で検討を行っております。具体的には、ISMAP-LIUについて、利用省庁における事前の影響度評価の廃止と対象業務の拡大について短期間で整理を行い、今年度中に実施する方向で検討いたします。

また、以下の項目は整理に一定の時間・調整が必要になることから、来年度中に実施する方向で検討を行うこととしたいと考えております。

まず、ISMAPの管理基準について、ISO27000シリーズが改訂されたことも踏まえて、これを取り込む形で見直しを行うこととしており、その際、統制目標と詳細管理策の粒度の見直し、リスクベースアプローチの活用等により、管理策数を数百まで削減するほか、新規にサービスを追加登録しようとする場合には、既にISMAPに登録済みの他のサービスで監査済みの管理基準について重複監査を排除できるようにするなどの抜本的な見直しを行う方向で検討いたします。

次に、SaaSサービスについて、ISMAP登録済みのIaaS・PaaSを基盤とするSaaSは、当該基盤部分で確認された項目の監査は不要であることの明確化のほか、関係する事業者の方々の声も聞きつつ、ISMAP-LIUの更なる改善も含めてSaaS事業者の負担の軽減が図られるような改善について検討を行ってまいります。また、外部監査の負担軽減につなげるため、新たな監査機関の参入等による競争の促進を図ることも検討します。

最後に、ISMAP運営委員会について、これまで議事概要の公開を行っているところでございますが、個々のサービスのセキュリティに関する機微な情報を取り扱っていることも勘案しつつ、今後、より一層の透明性の向上を図る方向で検討を行います。

NISCからは以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

次に、総務省から事前に御提出いただいた資料を基に御意見を頂戴したいと思います。5分程度で御説明をお願いいたします。

○総務省（名越室長） 総務省の自治行政局デジタル基盤推進室長の名越と申します。

今回の会議の前に、地方公共団体におけるISMAPの取扱いについての御提言がございましたので、資料5の「地方公共団体のISMAP制度の取扱いについて」という資料で現行の状況や基本的な考え方について御説明申し上げたいと思います。

1ページ目をお願いいたします。「『政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準』との関係」とございますけれども、ここに書いておりますように、サイバーセキュリティ基本法の枠組みの中で、政府の統一基準において国・政府機関に必要なセキュリティ対策を規定することとされております。地方公共団体も重要インフラ事業者等の一つとして国や政府機関と整合性の取れたセキュリティ対策を取っていただく必要がございますので、地方公共団体に対しまして総務省が地方自治法に基づく技術的な助言として随分前から「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」というものを出しておりますけれども、政府統一基準の内容をそちらに反映させていただいて提示しているということになります。

ページの真ん中辺りを御覧いただければと思いますけれども、先ほど申し上げましたように政府統一基準がありまして、それを受けて総務省がセキュリティポリシーのガイドラインを出して、各団体が情報セキュリティポリシーを定めているということになります。

このガイドラインにつきましては、毎年度、学識経験者の方や地方公共団体の実務担当者などの有識者で構成いたします検討会を設置しておりまして、毎年度議論いたしまして改定をしているということになります。

2ページをお願いいたします。こちらは先ほど申し上げました「政府機関等のサイバーセキュリティ体制のための統一基準」ということで、令和5年度分を抜粋させていただいたということになります。ここでISMAP等について言及がされているという形になっております。

次のページをお願いいたします。3ページですけれども、このように政府の統一基準の改定を受けまして、先ほど申し上げましたように「地方公共団体の情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定いたしました。昨年度議論していたのですけれども、今年4月以降に、今年の通常国会で自治体の情報セキュリティに関する規定を盛り込む地方自治法の一部改正法案というものが審議されることになっておりましたので、そちらの議論も参考にしたいということで、昨年度の内容につきましては今年10月に反映しておりますけれども、下記のとおり、クラウドサービスの選定につきまして、ISMAPを推奨事項として規定しているということになっております。実際の解説や例文については3ページのとおりでございますけれども、詳細になりますので説明は割愛させていただきます。

4ページを御覧いただければと思いますけれども、これも御提言の資料の中にありましたので言及をさせていただきますけれども、文章だけではなかなか分かりづらいということもございましたし、これまで国と自治体の情報で機密性の考え方に少しずれがありまして、自治体はかなり住民の個人情報を大量に持っているということもありまして、国で言えば機密性2なのですけれども、機密性3だということでもちょっと自治体に混乱が生じておりましたので、昨年度のセキポリガイドラインの検討会におきまして、自治体の機密性につきましても基本的に1、2、3という考え方は変えないのですが、3の中でも種類によりましてA、B、Cという形に分類いたしまして、3のB、3のCにつきましてはパブリッククラウドサービスを使う場合にはISMAP登録サービスが利用可という形にさせていただいているところでございます。

5ページについては、パブリックコメントをやっているということでございます。先ほど申し上げましたけれども、有識者と自治体の実務担当者の方が入って議論をしているところでございますけれども、毎年度のことではございますけれども、ガイドラインを改定するときにはパブリックコメントも実施しております。ISMAP登録サービスの利用については推進すべきという意見がございましたので、こちらも参考になりますが、御紹介させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

次に、デジタル庁から事前に御提出いただいた資料を基に御意見等を頂戴したいと思います。5分程度で説明をお願いいたします。

○デジタル庁（井幡審議官） デジタル庁審議官の井幡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私からはマルチクラウドに関する御指摘について御説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。今回、御指摘いただいておりますドキュメントでございますけれども、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」ということで、我々は「クラウド基本方針」と呼んでおりますけれども、この記述振りかと思ひます。

まず、このクラウド基本方針の位置付けでございますが、デジタル社会推進会議の下に設けられております幹事会で決定された文書ということで、この文書の位置付けですが、標準ガイドラインの附属文書ということでございます。

次のページをお願いいたします。こちらの文書は2018年に初版が決定されて以降、最近ではほぼ毎年改定されているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。今回御指摘いただきましたのは、この2か所の文章かと思ひます。1点目はベンダーロックインについてということで、先ほどJISAの加藤様から御指摘いただきましたけれども、このベンダーロックインに関してデータ移行のみに限定して記載しているということで、この辺りの記述については既知の事実であるので削除してはどうかという御提案をいただいたところでございます。

考え方でございますが、ベンダーロックインのデータ移行性に着目してこれを記述しておりますけれども、これは飽くまでも代表的なものということで我々は考えておまして、今、自治体で20業務の標準化、あるいは共通SaaSといった取組を進めておりますけれども、こういった標準化・共通化が進んでいけば、こういったデータ移行性の課題は解消されて、ベンダーロックインの回避になるのではないかと考えておりますけれども、今はまだその途上でございますので、政府の職員に対して注意喚起するというところで、このベンダーロックインの回避に関する規律については維持をさせていただけないかということで考えているところでございます。書き方については誤解が生じないようにもう少し分かりやすい記述にできないかということで、今後の改定において考えていきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。こちらはマルチクラウドに関する指摘でございます。こちらの文書は皆さんからいただいた御意見を簡単にまとめたものでございますので、我々の考え方は次のページでございます。このマルチクラウドなのですけれども、当該箇所の記述は単一の情報システムについてIaaS/PaaSにクラウドリフトする際の考え方ということでまとめたものでございまして、先ほどSAJの田中会長からお話がございましたけれども、ガバメントクラウドについては今、5社選定されておりますけれども、これは典型的なIaaSでございますが、我々もマルチクラウドを想定しておまして、例えば自治体の税のシステムはA社のクラウド、子育てのシステムについてはB社のクラウドといった使い方は想定しております。今日、閣議決定されました令和6年度の補正予算案の中でも、このマルチクラウドを採用する際のクラウド間通信のシステム構築をデジタル庁で実施す

るということで、必要な予算を計上させていただいたところでございます。

また、JISAの加藤様からも御指摘がございましたけれども、一つの情報システムについても複数のSaaSを用いて構成するような場合はそれぞれのSaaSが異なるIaaS/PaaSの上で展開されているということがございますので、結果としてIaaS/PaaSのマルチクラウドといった使い方を否定するものではございません。飽くまでも一つのシステムで、一つのクラウド上で完結できるような場合に、コストの観点からそこは注意すべきではないかということで記述させていただいたものでございます。

いずれにいたしましても、こちら書き方が誤解を招くような記述になっている部分がございますので、次期改定以降において中身については検討していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

関係団体、関係省庁の皆様、ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。限られた時間のため、御質問、御回答ともに簡潔にお願いいたします。また、議論を円滑に行うため、事務局におかれましては、委員、専門委員からの質問を要約し、画面に投影していただきたいと思います。今回の議論については論点が多岐にわたりますので、質問、御発言については先ほどの関係者の御説明を踏まえ、私のほうで論点を区切りながらお伺いしたいと思います。

まずは、制度の責任主体の明確化について質問をお願いしたいと思います。御発言を希望される方は挙手機能でお願いいたします。

川邊委員からお願いいたします。

○川邊委員 今、これは制度の責任主体のことだけですか。

○中室座長 そうですね、責任主体の明確化というところからスタートしたいと思いますが、川邊さん、おっしゃりたいことがあれば、まとめていただいても大丈夫ですよ。

○川邊委員 ごめんなさい、今日は能登に来ていまして、ボランティアなどを視察しているもので、このタイミングしか質問ができないので、若干制度の責任主体の話ではないかもしれませんが、今のプレゼンを聞いたところまでを述べさせていただきますと、ISMAPの件についてNISCさんに質問です。

最初は感想みたいになるのですが、聞いているとなかなかだなというところでは、制度が複雑、手続が煩雑過ぎてコストもかかる割には、ISMAPを持っているからすごく優先的に採用されるとか、あるいは採用されないとかではなくて、それなりに手続が煩雑だったり高いから必ずしもそれを取れない事業者もいる中で、それが無い事業者も取れるようになっていくということで、どう考えても制度が機能していないなという印象が強いです。特にやった損になっていて、取った事業者のほうがかかりかかっているのにメリットがないという状況になっているので、これは抜本的に見直さなくてはいけないのではないかなというのが聞いていて率直なところでは、民間の人たちとしては効率良く貢献した

いわけですから、そういう杓子定規のことに、語弊を恐れず言えば加担させられるようなことをするのは民間的にはちょっとつらいのではないかなと思います。

その上で1つ目が、ISMAPに登録されていない事業者でも政府の調達等で採用されているという現実についてどう考えているのかということではまず一個お尋ねしたいなど。当然これを言い過ぎて、であればISMAPを取っているところしか採用しませんとなってしまうと却って民間事業者が辛い目に遭うので、質問自体が結構気を遣う質問なのですけれども、これをどう考えているか。それで、当然制度を使ってもらってそういう事業者が採用されるという方向に持っていきたいのしょうから、であれば、ISMAPの柔軟な運用というか、取得みたいなことについて今後、どうしていくつもりなのかということのを一個お尋ねいたします。

2つ目が、SaaS事業者がISMAPに登録してもISMAP登録事業者のSaaSが使われる率というのが7割に満たないということですから、取得している事業者をもっとプロモーションしてあげるべきだと思います。令和6年度から7年度にかけてそういったプロモーションも実施されるということですが、実際にどういうことをやって、どの程度それが寄与できるものなのかと考えていらっしゃるのかということをお尋ねしたいですし、各省庁のニーズみたいなものを踏まえて、事前にどういったプロモーションをしたら各省庁に受け入れてもらえるかということのを詰めてやっているのかという辺りのところもぜひ聞かせていただければと思います。

私からは以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

田中委員、お願いいたします。

○田中専門委員 ありがとうございます。私からは、NISCとデジタル庁、総務省、経済産業省それぞれにお伺いしたいのですが、2つ質問がございます。

まず、ISMAP制度については先ほど制度の運営主体が不明確であるという御指摘がありました。先ほどの御説明の際の資料もそうなのですが、ISMAPのウェブサイトを見ても制度所管省庁が並列で記載されていて、それぞれの具体的な担当がよく分からないという印象を受けています。そこで、まずISMAP制度において担当されている役割を、制度を所管している各省庁からそれぞれ教えていただけますでしょうか。

また、制度所管4省庁の具体的な役割については、国民に分かりやすい形でISMAPのウェブサイト等に表示していただけないかということをお願いしたいと思います。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

では、まずここまで川邊委員、田中委員の御発言について、担当省庁とNISCさんからお答えいただいでよろしいでしょうか。まずはデジタル庁から行きましょうか。

○デジタル庁(井幡審議官) 私どもデジタル庁のISMAPにおける役割ということでよろしいですかね。

○中室座長 おっしゃるとおりです。

○デジタル庁（井幡審議官） 私どもデジタル庁では、政府全体のクラウドの利用促進でございますとか、あるいはISMAP-LIU、SaaS対象でございますけれども、こちらを所管しておりますので、この所管に基づいてISMAPにおける役割を果たしているという位置付けでございます。

○中室座長 総務省さん、経産省さん、いかがでしょうか。

○総務省（馬場企画官） 総務省でございます。

まず、総務省については利用者の拡大に向けた情報発信や、あとはCSPの皆様に向けたISMAP関係主体のコミュニケーションの充実などについて分担をさせていただいております。

○中室座長 経産省さん。

○経済産業省（渡辺室長） 経済産業省でございます。

経済産業省は、まずISMAPの管理基準に基づきまして外部監査に関する取りまとめの役割を担っております。また、クラウドサービス産業の振興も担っているところでございます。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

田中委員、更問はございますか。

○田中専門委員 更問ではないのですが、今、お伺いしても、それが一義的に知らない人にとって分かりやすいかといえば、決してそうではなかったと思いますので、先ほどのウェブサイトに記載していただきたいということを御検討いただく際にはぜひ国民や事業者の目線でそれを示すということを御検討いただきたいと思います。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

では、川邊委員と田中委員のNISCさんへの質問、よろしいでしょうか。

○内閣サイバーセキュリティセンター（中溝副センター長） NISCでございます。

先に田中委員からの御質問の流れで回答させていただきますと、NISCの役割としては総合調整、サイバーセキュリティの確保、ISMAP管理基準に関する取りまとめ、ISMAP運営委員会の事務局のほかに、どこの省庁に相談したらよいか分からないといったケースの相談等もあるものでございますから、ISMAP制度に関する総合窓口を今年9月に設置したところでございますが、この役割を担うこととしておりまして、いずれにせよ4省庁連携・協力して進めていくことが適当と考えておりますので、そうした観点から4省庁間では平素から例えば管理職級の会合を定期的を開催するといったこともして、連携して制度運営を行っているところでございます。

いずれにしても、それをウェブサイトへ公表することも含めまして、よく分かるように国民の方々にお示ししてまいりたいと考えてございます。

2点目は、川邊委員からの質問の件でございます。質問の御趣旨1点目が、ISMAP登録サービスでないものでも認められているといった現状についてどう考えているかという御趣旨の質問であったかなと承知しております。まず少しルールのことを簡単に御説明しますと、いわゆる政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準というものに基づいて各政府機関というのはクラウドサービスを利用することになっていまして、その統一基準の中で、クラウドサービスの利用に当たっては原則としてISMAPクラウドサービスリストから選定することと規定されていますということです。各政府機関は原則ISMAPリストに登録されているクラウドサービスを利用することが原則となっています。

一方、統一基準の解説を記載しているガイドラインというものがございます。政府機関等の対策基準策定のためのガイドラインの中の記載といたしまして、やむを得ずISMAP等クラウドサービスリスト以外のクラウドサービスを選定する場合には、ISMAPの原則利用の考え方にに基づき、最高情報セキュリティ責任者の責任においてISMAP制度で求めている要求事項や管理基準を満たしていることを確認することをクラウドサービス選定基準に含める必要があると規定されています。すなわち、ISMAP以外のものを調達するときには、ちゃんと自分たちの責任でしっかりとISMAPに求めているものと同じレベルのセキュリティがしっかり守られているか、リスクがないかといった評価をしっかりと行うことを求めているということでございます。

こうした制度の結果として、先ほどの私のプレゼンの中で2スライド目に御説明しましたが、利用率としては各省のクラウドサービスに占めるISMAP登録サービスの利用率ということになりますが、IaaS/PaaSでは9割となっているということございまして、各政府機関においてはISMAPリストからクラウドを調達することが原則であり、リスト外のサービス調達は飽くまで例外的であるという考え方は十分浸透してきているのではないかと認識をしておりますが、いずれにしても各政府機関に対しては引き続きISMAPリストに登録されたサービスの利用が原則だということについて、また、リスト以外のサービスを調達しようとする際はしっかりとセキュリティの確認、評価等を適切に実施することについて徹底を行ってまいる必要があると考えているところでございます。

一方で、先ほどSaaSについては7割ということをお説明いたしました。この7割というのは、登録されているけれども利用されているのが7割というわけではなくて、各政府機関が利用しているSaaSサービスのうちISMAP登録済みのSaaSサービスが7割という趣旨でございます。

いずれにしても、7割というのは必ずしもまだ十分ではないと感じてございます。これは推測でございますが、SaaSの利用率がIaaS/PaaSより低くなっているのは、各政府機関が自己責任でやればよいと考えているためというよりは、調達したいSaaSサービスがISMAPのリストに登録されていないため、やむを得ず例外的にリスト外のサービスをしっかりとリスク評価などを行った上で調達せざるを得ない状況になっているものと推測・認識してございます。

したがいまして、SaaSサービスのISMAP登録が進みますように、関係する事業者の方々の声なども聞きながら、また、SaaS事業者の負担軽減が図れるような制度改善についてもしっかり検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。これが1点目及び2点目の質問に対するお答えになっているかと考えております。

これをどうプロモーションしていくかということですが、プロモーションについて具体的なことはこれから4省庁でよく相談しながら進めてまいりたいと思っておりますが、一つ申し上げましたとおり、我々の制度の説明、周知等が十分でなかった面もあると思っております。ウェブサイトでの説明、その他説明会の開催なども様々含めまして、しっかりとコミュニケーションを取ってまいりたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○中室座長 川邊委員、更問はいかがですか。

○川邊委員 まず、説明ありがとうございました。

説明としては理解できたのですけれども、結論として煩雑な仕組みを改善するという方向感には余りないと受け止めていいのですかね。今でもそれなりの率が使われているから、今の制度のままもっと普及するようにしますということなのですか。

○中室座長 どうぞ。

○内閣サイバーセキュリティセンター（中溝副センター長） NISCでございます。ありがとうございます。

最初の説明でも御説明いたしましたとおり、制度の趣旨自体は業界の方々の要望の中でも御理解いただいているものと考えておりますが、コストがかかるという点について見直し、負担軽減等を図っていく必要があると考えて様々検討しております。特にSaaSについて負担が重くなっている、その結果として利用率が上がっていないということから、先ほど管理基準の抜本的な見直しを進めてまいるということを申し上げましたが、そういった取組を通じて利用しやすい制度にするように改善を行ってまいりたいと考えてございます。

○川邊委員 ぜひそれはその方向でお願いしたいなと。私もこの場で発言するのはすごく気を使っていて、変に利用率が上がっていないではないかと指摘すると、今の大変な仕組みのまま利用率だけ上げようとしてしまうと民間事業者がむしろ困ってしまうことになるので、きちんとより簡便な、それでいてセキュリティの要件を満たすような申請制度に変えてもらって、それで利用率を上げてもらうという正しい方向に向かっていってもらえばなと思います。

○中室座長 ありがとうございます。

先ほど田中委員から御指摘があった点も非常に重要で、各省庁の役割を明確にした上で、NISCに設置されているISMAP制度に関する総合窓口上にも各省庁の役割等を記載していただいて、問合せしやすいようなフォームに切り替えるなどをぜひお願いしたいと思います。

続きまして、落合委員、お願いいたします。

○落合委員 ありがとうございます。

今の川邊委員から議論があった点について、少し関係してお伺いしたいと思いましたが、ISMAPのサービスリストの中になければならない、というケースというのがあるのかどうかというのと、仮にあるとすれば、どの程度の割合になるのか、というのをNISC様にお伺いしたいと思いました。

以上です。

○中室座長 NISCさん、お願いします。

○内閣サイバーセキュリティセンター（中溝副センター長） NISCでございます。

今、御質問いただきましたとおり、業務の中でISMAPクラウドリストに掲載されているサービスから必ず調達しなければならないとされているような業務というものはございません。

○落合委員 ありがとうございます。

○中室座長 ありがとうございます。

林先生、お願いします。

○林委員 御説明ありがとうございます。

本当に皆様からのプレゼンを伺いまして、ISMAP制度の重要性はさることながら、監査法人5社のコストが、取るだけでなく維持するためにも毎年3,000万から4,000万もかかるという実態を伺って、確かに地方自治体の数十万から数百万という案件を受注する上で、こんな年間数千万の費用を監査費用に払うような制度では回るはずがないなというのを私もすごく実感いたしました。

質問は、ソフトウェア協会様とJISA様にお伺いしたいと思います。先ほどNISCの中溝副センター長様からの御説明の中で、資料4の4ページに事業者様からのお声も受けた上で見直しを行ってきていて、令和7年度中に実施するものとしてISMAP管理基準の抜本的見直し、管理策数を数百まで削減するといったことが書かれているわけなのですが、その程度の対応で十分なのか、また、削減についても考慮すべき点があるかといった点を改めてソフトウェア協会様とJISA様に質問したいと思います。よろしくお願いします。

○中室座長 ありがとうございます。

これは実は論点2でお願いしようと思っていたISMAP制度の工数削減と議事録公開というところなので、今の林先生の質問から論点2に移っていきたいと思います。林先生、ありがとうございます。

では、ソフトウェア協会様と情報サービス産業協会さんにお答えいただいでよろしいでしょうか。

○一般社団法人ソフトウェア協会（田中会長） では、ソフトウェア協会から先でよろしいでしょうか。

○中室座長 お願いいたします。

○一般社団法人ソフトウェア協会（田中会長） では、お話をさせていただきます。

まず感謝申し上げたいのは、このような形で見直しの検討の御説明をいただいたという

ことは本当に良かったなと感じております。明確にLIUの更なる改善を含めと書いていただきましたので、ここについては非常に評価できることではないかなと思っています。

これは程度問題なので、結局100がいいのか10がいいのかということではないと思っています。これは実質的に必要な分だけ最低限盛り込むということが極めて重要ではないかと感じております。どうしてもSaaSで必要な要件とPaaS/IaaSで必要な要件は全く違いますので、例えばLIUに関してはSaaS用、通常のものに関してはIaaS/PaaS用みたいな形で明確化して、SaaSに必要な要件に関してはLIUから抜いてしまうとか、件数というよりは実効的に必要のないものを抜いていただくほうがいいと。というのも、こういうものは付け加えていったらどんどん増えていきますので、どれだけやれば安全かというよりも、最低限どれぐらいが必要かということに基づきLIUが設計されることでSaaS事業者が取りやすくなるのではないかなというのがソフトウェア協会からの回答でございます。

以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、情報サービス産業協会さん、いかがでしょうか。

○一般社団法人情報サービス産業協会（加藤部会長） JISAの加藤と申します。

今、SaaSのお話が出ましたけれども、私が非常に気になっているのは先ほどから申し上げている自治体のほうです。今、御存知のとおり標準化・ガバクラ化が進んでいて、ガバメントクラウドに移管されるサービスにつきましてはガバクラの中でCSPさんがISMAPを取って、もちろん安全に管理をしていくということになると思うのですが、移管しない業務も残っていったりしますので、そこについては今までどおり管理をしなくてはならないということになります。そこはISMAPが要るのか要らないのかというところも今は少し曖昧なかなと。

先ほど総務省さんからお話がありましたけれども、ガイドラインの中でクラウドサービスを利用する場合は第三者認証をちゃんとやりなさいという話があって、それはガイドラインの中ではISMSに加えてISMAPという表現もございます。ただ、先ほど御説明のあった図表23の中の機密性レベルが3B、3Cといった情報につきましては、ISMAPだという記載もございまして、自治体がこれからセキュリティポリシーを策定してガバメントクラウド以外のシステムも含めてセキュリティマネジメントをしていくためには、やはりISMAPが必須になるということになると、それをサポートするベンダーさんもISMAPを全部取らなくては行けないとなったときに、先ほど申し上げたようにこれはかなりのコストがかかってきて、非常に今のレベルでは非現実的な話になってくる。これは先ほど説明がありました、これから先、ISMAPの軽減を図っていくということでぜひ進めていただきたいのですけれども、それがどのぐらいまでコスト削減できるのかによって大きくこの辺は変わっていくのかなということで、ぜひその辺も抜本的な見直しをしていただきたいと考えて大いに期待をしたいと思います。

先ほどからお話の出ていますダブリでチェックをするといった負担軽減とか、監査に関

わるいろいろな人たちの協力も得ながらコスト削減につなげるといったいろいろな施策をぜひ早期に実現していただきたいなと思っています。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

落合委員、お願いいたします。

○落合委員 どうもありがとうございます。

そうしましたら、私からは質問が2つございまして、それぞれ述べていきたいと思えます。

1つ目が、NISC様とIPA様に御質問をさせていただきたいと思えます。先ほど林先生から非常にコストのところの問題になるというお話がございまして、金銭的な面を評価されていたところもありまして、それ自体極めて重要なところかなと思えますが、更に加えて言いますと、期間的なところも重要な問題になると思っております。この報告書を含む監査期限というのは、IPAの審査を含めていくと実態としては1年以上かかっている、ということになるのではないかと思ひまして、そうすると、申請をする側からすると監査をしたものを再度IPAで審査して、二重監査になっているような印象になるのではないかと、思っております。

もちろん監査というものと、それに対する監査の結果を踏まえて審査をするということで、ある種の概念整理的にはそれぞれ別なものなのだと、思ひまして、それはそれで整理としては理解できる一方で、どのように負担を削減していくのかという側面を、実質的な意味で整理していくことが極めて重要ではないかと思っております。

そういった観点では、監査の段階で例えば特段評価が必要な、極めて個別的な問題であったりというものが限りにおいては、IPAでの技術的な審査というのは不要とした上で早期に登録を可能としていく、という方法もあるのではないかと、思ひますので、この点、そういうことができないのか、仮に全部ができないとしても、部分的にでも手続を省略していけるようなことを検討できないのか、ということをおまづNISC様にお伺ひした上で、一方で、IPA様には審査でどういう体制でどう確認をしているのか。また、これは結果としては2つの目で見ているというので良いことはあると思ひますけれども、実際どういう部分については省略する余地があるのかどうか、検討していかないと分からないこともあるのかもしれませんが、そういった視点で今後考えていただきたいと思ひますので、ぜひ今の時点で、まずお考えになっているところをお伺ひしたいと思ひます。

第2点といたしましては、ISMAPのLIUのほうであります。こちらについてはIaaSやPaaSにおける役割を明確化する、というのは先ほどの御説明の中で、SaaS事業者の負担軽減ということも含めてあったように思ひますが、かつ、今後、ヒアリングをされていくというお話もあったように思ひますので、そういった意味では現在検討中というところではあると思ひますが、一方ではこれまで一定の範囲で運用してきていただいている

ところもありますので、こういった声をここまでのタイミングでも聞かれているのか、また、それに対してどういう形で課題意識を持たれていて、現時点では飽くまで仮説であると思いますけれども、どういう方策があり得ると考えられているか、というところを教えてくださいたいと思います。

まだ登録制度自体の利用が少ないという中で、ISMAPそのものも費用対効果の面では先ほど来議論になってございますが、更にLIUについてはより一層不明確になっているところがあるのではないかとお思いまして、こういったメリットがこのLIUという制度にあるのかということを確認していくことは、極めて重要ではないかと思っております。そういった意味では、どういう形で位置付けを切り分けていくのか、また、もともとこのLIUを作った趣旨などにも鑑みて、どういう工夫を今後更にしていこうと思われるか、といったところをお伺いしたいと思います。

以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

2つ目の質問はデジタル庁さんでよろしいですね。

○落合委員 失礼しました。デジタル庁さんに。

○中室座長 ありがとうございます。

では、今の落合委員の質問について、NISCさん、IPA様、お願いいたします。

○内閣サイバーセキュリティセンター（中溝副センター長） NISCでございます。御質問ありがとうございます。

まず、監査と審査が二重監査になっているのではないかと御指摘の点ですが、まず制度の概要を簡単に御説明しますと、ISMAPにおいて監査、外部監査とは何かといいますと、クラウドサービス事業者のセキュリティ対策の実施状況を確認する。一方、審査は、その監査結果を基にしましてISMAPのいろいろな規定で定めているいろいろな要求事項にちゃんと適合しているかどうかというのを総合的に判断するものだということでありまして、監査のほうは具体的には管理策によって統制を構築するわけですが、その整備状況、運用状況を証拠に基づいて確認します。審査では、ISMAPの関連規定の要求事項を満たしているかどうかということ、例えば問題があるかどうかという発見事項がある場合にはその内容が軽微かどうかという判断、あるいは管理策を不採用としている、講じていない場合、その理由が適当であるかどうかの判断、あるいはサプライチェーンリスク上の問題がないかどうかといった判断・確認をした上で総合的に登録の要否を判断しているということでありまして、基本的に外部監査と審査は実質的に二重監査ではなく別物だと考えているわけでございますが、一方で、現状の外部監査についてその後の審査に必要となる情報が不足なく収集されるように厳密に実施されるといったことによって、審査と重複していると感じられる部分も生じ得るのではないかなと考えられますので、このような点があるかどうかについてしっかり精査して、もし必要があれば、標準監査手続等で明確化すること等も含めまして改善を検討してまいりたいと思っております。

また、現在進めております管理基準の抜本的な見直しによって管理策を大幅に削減するというところでございますが、外部監査の工数の削減等の合理化にもつながると考えておりました。こうした検討の中で併せて監査の在り方の改善も検討してまいりたいと思っております。

あと、管理策抜本見直しと併せまして、個別の管理策の解釈や留意点を記載したISMAP管理基準ガイドブックの第2版を今年10月に公表したところでございますが、今後、抜本的な見直しをすれば、この場合、ガイドブックも見直しをする必要が出てくる。これをできるだけ早期に見直し、公開することで、審査の迅速化・明確化について図ってまいりたいと考えてございます。

NISCからは以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、デジタル庁さん、いかがでしょうか。

○デジタル庁（井幡審議官） ありがとうございます。

LIUに関するお問合せでございますけれども、SaaSに関しては3つ取組を考えております。

まず1つ目は、先ほどNISCからの資料でも御説明させていただきましたけれども、ISMAP-LIUの影響度事前評価の仕組みを廃止するというところで考えております。これはSaaSさんからの声を聞いていますと、見込み客に該当する利用予定省庁を見つけてきて影響度を評価してもらわないと本申請できないということで、まず見つけてくるのが大変ですし、そのプロセスも手間がかかるというお声をいただいておりますので、これは6年度中に廃止したいと考えております。

それから2つ目は、これも先ほどNISCからの資料にございましたけれども、既にISMAP登録されているIaaS/PaaS上で提供されているSaaSについては、当該IaaS/PaaSで監査・審査を受けた項目についてはSaaSの申請においてはスキップすることができるようにする、要は重複を排除するというところで審査・監査の簡略化・簡素化を考えているところでございます。

それから、もう一つは落合先生からの問題意識に合致するかどうかと思うのですが、要するにLIUであっても、IaaS/PaaS上のSaaSであったとしても、中小のSaaS事業者であれば、それでも取るのはなかなか難しいという声も聞いていますので、求めるセキュリティレベルを下げるような形でSaaS向けに新しいカテゴリーを作れないかということで、こちらも7年度中に方向性を見つけないかと考えております。

以上でございます。

○中室座長 ありがとうございます。

ちょっと私がうっかりしてしましましてIPAさんからの御回答を伺うのを忘れていました。IPAさん、お願いします。

○独立行政法人情報処理推進機構（沖田部長） ありがとうございます。IPAでございます。

今、いただいた御質問について回答させていただきます。

まず、審査の体制についてになりますけれども、IPAでは審査案件ごとに個別に担当者を割り当てさせていただいておりまして、担当者が個別に審査を実施しているということになっております。審査の中身につきましては、先ほどNISC様から御回答いただいた点と重複する部分がございますけれども、IPAではISMAPが求めるクラウドサービス事業者が行うべき情報セキュリティマネジメントの基本的な要件が満たされていることの確認や、クラウドサービス事業者さんが宣言しましたISMAP管理基準の遵守状況につきまして、外部監査機関さんがその遵守状況について監査を行った実施結果の報告書で管理基準の遵守状況を確認できなかったとか、疑義が生じたものを我々は発見事項という言い方をしておりますけれども、こちらの有無を確認しまして、この事項がある場合にはそれが軽微かどうかといった点につきまして確認を進めているといったところでございます。

審査担当者は複数名おりますけれども、我々としては質の向上や均質性といったところにも課題を持っておりまして、品質のばらつきをなくすことや品質の向上を図るべく、審査段階でいくつかチェックポイントを設けまして、ほかの審査担当者や管理職のレビューを実施しております。

最後に、こういった部分について集約の余地があるかという点につきまして、こちらは実際の運用などを詳細に見ていかないと具体的にここがなくせる、なくせないという範囲につきまして個別に申し上げることは今の時点ではできない状況ではございますけれども、こちらにつきましては更に改善が図られるように、制度所管省庁とも協力していきたいと考えております。

ちょっとずれるかもしれませんが、我々としまして、期間短縮という観点からいきますと、CSPさんから事前相談という形で相談を受けて、オンラインの場合が多いのですが、実際にお話をさせていただきながらその後の手続の課題などといったことにつきまして、IPAとCSPさんと協力させていただきながら審査を進めていくといった体制を進めておりまして、今、新規案件につきましては、全件事前相談を行っているという状況となっております。

私からは以上です。

○中室座長 ありがとうございます。

落合委員、更問ですか。

○落合委員 そうです。

○中室座長 では、落合さんから先にお願ひします。

○落合委員 失礼しました。今の御回答、ありがとうございます。それぞれ前向きにお答えいただいた部分もあったように感じております。

NISC様とIPA様については確かに細かく分析して御回答いただいたとは思っております。ただ一方で、私のほうでは期間のほうも御説明させていただきましたが、コストそのものということの負担ということもあると思っております。この両面を考慮して、申請する側

から見てどう使いやすくなるような制度にできるかということが大事ですので、テクニカルにはおっしゃっていただいたことは分かりますが、1年という期間も長過ぎますし、今の数千万円という金額というのも高過ぎる、ということだと思っておりますので、それをどうやったら問題を解消していただけるのか、ということをご両方併せて考えていただきたいと思っております。ぜひそういった形で検討いただけないでしょうか、というところで

す。  
デジタル庁様のほうでは更に踏み込んで御回答いただいたように思っております、中小企業向けの部分についても、特にその点は負担の部分も考慮して、セキュリティのレベルについても調整をしながら、というお話をいただいたと思っております。やはりSaaSであったりというビジネスを踏まえると、むしろ何らか準備しないといけないという相手であれば、そもそも売っていかないほうがいい、となるのも本来的にはSaaSのビジネスみたいなものからすると、合理的な判断に本来的にはなってしまうところだと思いますので、ぜひそういったSaaSの事業者が、もちろん政府だったり自治体を主の顧客としたいようなサービスであればまた別かもしれませんが、そうではないサービスで政府に利用してもらい、自治体に利用してもらい、自治体にもあると思いますので、そういったものも十分利用されるように、御検討いただければと思っております。

ちょっと追加になりましたが、私からは以上です。

○中室座長 落合委員、ありがとうございました。

住田委員、お願いいたします。

○住田専門委員 ありがとうございます。

今、落合委員からあったところと結構同じことにはなってしまうかもしれないですけども、LIUのところでお伺いしたいというか、コメントになるかもしれませんが、中小企業に申請いただくということを考えると、このLIUのところのコストをどれぐらいに抑えればいいのかとか、事業者の負担をどこまで抑えればいいのかという観点がとても大事だなと思っております。その点について、既に何か目標値があるのかという辺りをお伺いしてみたいなと思いました。最終的にはせっかく見直していただけるのであれば、その観点がとても大事だなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○中室座長 ありがとうございます。

林先生はよろしいですか。

○林委員 更問というか意見なのでですけども、よろしいでしょうか。

○中室座長 お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

先ほどもソフトウェア協会様、JISA様からも御回答いただいたところを受けると、やはりNISC様をお願いしたいのですけれども、こうした業界団体との信頼関係を持って、こうした声を受け止めていつまでに何をするのか、取組の具体的な工程表をぜひ早急に作って見直しをして、ISMAP制度が本当に実効性あるようにしていただきたいと思っております。よろ

しくお願いします。

○中室座長 どうもありがとうございます。

住田先生、このLIUのコストの件はデジタル庁さんでよろしいですか。

○住田専門委員 デジタル庁様です。

○中室座長 デジ庁さん、よろしいでしょうか。

○デジタル庁（井幡審議官） ありがとうございます。

コストをどれぐらい抑えられるかという件でございますけれども、数値的な目標はなかなか難しいと思います。ただ、先ほど既にISMAP登録されているIaaS/PaaS上のSaaSについては監査・審査項目を減らすであるとか、あるいはセキュリティレベルを下げた新たなカテゴリといったものになってまいりますと、当然監査の部分、それから審査の部分も減ってまいりますので、コストとしては当然下がっていくかと思えます。

ただ、数値的なところについては今の段階ではまだなかなか手元では持ち合わせていないということでございます。

○住田専門委員 ありがとうございます。

先ほどお伝えしましたとおり、せっかく見直していただけるのであれば、使っていただけるように見直していただきたいので、ぜひよろしく願いいたします。

○中室座長 ありがとうございます。

私からも退室させていただく前に1点だけ確認したいのですが、ISMAP運営委員会の委員名簿及び議事録を法律に基づかずに公表しないということについての御指摘が冒頭、田中さんのプレゼンの中であったと思うのですが、この指摘を踏まえて、議事録の詳細や委員名の公開について検討していただくというお話もあったのですが、原則公開する方向で検討を進めるという認識でよろしいのでしょうか。この点、NISCさんにお伺いしたいと思えます。

個々のサービスのセキュリティに関する機微な情報を扱っているということなのですが、具体的に公開が懸念されるような点というのはどのようなことを想定しているのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

以上です。

○内閣サイバーセキュリティセンター（中溝副センター長） NISCでございます。御質問ありがとうございます。

委員名及び議事録は、これまで議事概要を除いては公開しておりませんでしたけれども、まずその理由として、特に委員名についての一つの理由として、委員への接触によって審査への公正性の確保に支障が生じ得るということがあったかと思っておりますが、審査の透明性、あるいは公正性確保の要望等がございますことから、接触による審査の公正性の担保の在り方についてしっかり検討を行った上で、委員名の公開も含めて透明性を向上させる方向で前向きに検討したいと思っております。

一方、議事録についてでございますが、これも各クラウドサービス事業者のサービスの

詳細やセキュリティ状況等の機微な情報を議論するというところでございまして、これは例えば議事録の公開をしたときに、事業者名やクラウドサービス名を非開示、要は黒塗りなどにして公開したとしても、登録後すぐにリストに登録されることを考えますと、議事内容からこれを推測される可能性が高いと考えております。

また、もし仮に登録が認められなかった場合には、当該事業者のリピテーションへの影響なども含めて様々な影響が考えられるのではないかと考えておりまして、こうした懸念点について業界の声もよく聞いた上で、公開の在り方は検討してまいりたいと考えているところでございます。

○中室座長 ありがとうございます。

では、冒頭申し上げましたように私はこちらで失礼させていただきますので、あとは杉本座長代理に引き継ぎたいと思います。杉本さん、よろしくお願ひします。

○杉本座長代理 承知いたしました。座長代理の杉本でございます。

それでは、ここからは中室座長に代わりまして議事進行させていただきます。引き続き、論点を区切りながら御質問をお伺ひしていきます。

それでは、次の論点でありますISMAP制度の認定機関の拡充について、御質問をお伺ひしていきたいと思ひます。

初めに、私から経産省さんに対して1つ質問させていただきたいと思ひます。このISMAP制度の運用は2020年から開始されて、既に現在で4年経過しているところですが、監査可能な認定機関については5機関のみとなっており、対応可能な監査機関が増えないために競争原理が働かず、費用の高額化の一因となっているように思われます。NISCさんの資料の中には、今後の令和7年度中の取組の中に新たな監査機関の参入等による競争の促進というのが既にあったところですが、ソフトウェア協会様の資料によりますと、これに対してISMSの認証機関というのは30社程度あるということが資料に書かれておりましたが、この認証機関とはもちろんそのまま比較はできないと思ひますけれども、費用の面や監査期間の削減にもつながる重要な取組だと思ひますので、この監査機関を増やすということが1～2つ法人を増やして終わりということにはならないように、対応可能な監査機関の拡大をしっかりと進めていただくのがよろしいのではないかと考えていますけれども、その点、お考えをお聞かせいただければと思ひます。

経産省さん、よろしくお願ひします。

○経済産業省（渡辺室長） 経産省でございます。御質問ありがとうございます。

結論として、監査機関の拡充を図ってまいりたいと考えています。まず、これまでのところ、監査実務の安定性という観点から、ISMAPの監査機関というものは監査法人に限定しておりました。ということで、今、足元5機関ということになっております。これを監査法人以外にも拡大して、まず監査機関の数を増やしていきたいと考えています。

短期的にはこういうことなのでございまして、中期的には、NISCから説明がありましたように管理基準自体を抜本的に見直すということになっております。したがって、当

然この管理基準に紐付く監査の在り方も変わってまいりますので、そういったことによつて監査機関の要件も改めていく必要があると認識しています。

「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」というところに登録されている企業が監査機関になり得る機関だと考えていますけれども、これは当然監査法人も含まれておりますが、実はそれ以外も含めて約70の企業が登録されております。こういったところに参入を呼びかけていくことによつて、周知を図っていくことによつて、実際に監査機関の数を広げていきたいと考えております。

以上です。

○杉本座長代理 ありがとうございます。大変前向きな御回答をいただけたと思いますので、ぜひそのように進めていただければと存じます。

この点に関しまして、片桐委員、お願いいたします。

○片桐専門委員 すみません、次の論点で。

○杉本座長代理 分かりました。

この認定機関の拡充に関しまして、ほかに御質問はありますでしょうか。もしないようでしたら、次の論点に進みたいと思います。

それでは、次の地方公共団体におけるISMAP制度の取扱いについて御質問をお願いいたします。

片桐委員、よろしく申し上げます。

○片桐専門委員 私から総務省さんにお尋ねです。先ほどJISAさんからも要望があったかと思えますけれども、私のほうで頂いている資料3と4の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の概要を拝見していても、結局これはどの水準でISMAPが求められているのか、それから、ISMAPを使わない場合も認められているのかということが全くよく分からない状態になっています。ISMAPを取るのが先ほどからお話が出ているように非常に高額であるということになると、地元のベンダーさんからすれば全くもって対応不可能ということになるし、他方で、総務省さんとすればISMAPを使いましょうという流れの中でISMAPの利用の促進というのを考えなくてはいけない中でなかなか難しい状態にあるということは承知の上なのですけれども、逆にそのことがこの御説明の資料の中にも出てくるような不明確さを生んでいるように思います。

そこで、今後の方向性を含めて、地方公共団体に対して総務省さんとしてISMAPの制度をどのように活用しようと考えているのかという方向感をまずは教えていただきたいというのが一点です。

それからもう一点は、そういうことなので、結局のところ総務省さんのほうで何をして、ISMAPの制度自体がより改善していかないと使いづらいということもあるかと思うのですね。逆に言えば、総務省さんからすれば、NISCさん等に地方自治のレベルだと今のままだと使いにくくてしょうがないのだということを申し入れていただかないと、話が前に進まないのではないかという気がします。これが2点目ですけれども、NISCさん等との連

携状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

○総務省（名越室長） 総務省デジタル基盤推進室長の名越と申します。

今、片桐専門委員から御質問がありました点についてお答えいたします。まず、ちょっと順番が前後いたしますけれども、総務省とNISCの連携状況ということでございますけれども、先ほど御説明いたしましたように、政府統一基準を参考に自治体の情報セキュリティポリシーのガイドラインの改定等を検討しておりますので、ガイドラインの検討会を運営していくに当たりましては、NISCさんもそうですし、デジタル庁さんもそうなのですけれども、関係省庁とちゃんと連携しながら、また、情報共有もしながら進めているというところでございます。

あと、1つ目の質問で、ISMAPをどのように活用していこうとしているのかということでございます。先ほど説明でも申し上げましたけれども、地方公共団体は非常にたくさんの個人情報を持っております。特にマイナンバー付の特定個人情報もそうですし、しかも自治体も規模がいろいろあるとはいえ、各自治体が総合行政主体としてかなり多くの住民の個人情報を持っている、しかも大量に持っているということもございますので、国のレベルと合わせて一定のセキュリティの基準を確保する必要があると考えております。その政府統一基準の中でISMAPという形で規定するのであれば、我々もそれに合わせた形でISMAP登録サービスの利用を推奨していくのかなと思っております。

ただ、今日、いろいろ議論なり質疑応答がある中で、ISMAPの制度なりその運用に当たって費用だとか、他と審査基準の被りがあるのではないのという色々な課題が指摘されておりましたし、関係省庁からそれに対してかなり前向きな形で見直していきたいという御回答があったかなと思っておりますので、ISMAPの制度がそういった形で使いやすく、かつ、安価で良いものになっていけば、我々としても自治体に対してISMAPの利用をより働きかけやすくなりますので、総務省の他の部局も含めてということになりますけれども、関係省庁におかれてそういった良い形での改善が行われるということを期待しているところでございます。

私からの回答は以上でございます。

○片桐専門委員 よろしいでしょうか。

○杉本座長代理 どうぞ。

○片桐専門委員 御回答ありがとうございました。

総務省さんとしてそういうお考えだということは十分分かったのですが、先ほどJISAさんから出てきていたのは、ISMAP側や政府レベルで情報セキュリティポリシーが固まって、それを受けて地方公共団体レベルもそれに準拠するというやり方だと、地方のベンダーさんや地方自治体がISMAPに対応し切れなくて取り残されていってしまうという危惧だと思うのです。

なので、ISMAPの利用を促進するというのであれば、地方のベンダーさんや地方自治体さんなどのお声もNISCさんをはじめISMAP所管省庁の方々にお伝えして、取得コスト、更新

コスト等を減らしてくれとか、あるいはもう少し自治体のことも考えてくれといったことで要望を上げるとか、あるいは逆にそこがかなわないのであれば、ISMAPの利用促進というのも重要ではあるのだけれども、それがかなわないうちは今のように技術的助言にとどめて、なお、自治体で適宜運用できるようにする余地を残すということをお考えいただけないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○杉本座長代理 総務省さん、お願いします。

○総務省（名越室長） 総務省の名越です。

自治体の声や地場ベンダーさんの声をNISCさんに届けるということは非常に重要だと思っています。その前提といたしまして、我々もガイドラインを改定するときには一方的にやっているわけではありませんで、自治体にも説明会をしたり、意見照会等もしておりますので、そういったことで自治体の声も反映しているつもりですけれども、ますます今後ともそういったことを含めて、NISCさんをはじめとして関係省庁としっかり情報共有していきたいという方向性は、委員からお話があったことと我々の考え方も変わるものではないのかなと思っております。

先ほど若干義務付け的な御発言があったのと、JISAさんの資料でもそういった形の記載があったので、念のために申し上げるのですけれども、情報セキュリティポリシーのガイドラインは、先ほど資料の説明でも申し上げましたが、地方自治法に基づく一般的な技術的な助言ということになっておりますので、これは何か法的拘束力があって義務付けされているというものではございません。今年の通常国会で地方自治法の改正があって情報セキュリティに関する規定というものが置かれて、そこでは地方公共団体がサイバーセキュリティの確保のための方針を定めて公表するとか、総務大臣がその方針の策定・変更を地方公共団体がするに当たって指針を示すことになっているところでございます。

ただ、もしかしたらここもちょっと誤解があるのかもしれませんが、自治体に義務がかかっているのは方針の策定と公表というところでございまして、総務大臣の指針についてはまだ検討中なので、今の段階で確たることは申し上げられないのですけれども、それもあるので、自治体で作る方針<sup>1</sup>についてもまだ確たることは申し上げられませんが、現時点で考えているのは、各地方公共団体が今、既に情報セキュリティポリシーとして基本方針や対策基準、実施手順などを作っていると思いますけれども、自治法上の方針というのは今でいうところの基本方針相当のものを想定しているところでございます。セキュリティポリシーのガイドラインはかなり詳細なものでございますし、今後も形としては残っていくのだと思うのですけれども、セキュリティポリシーのガイドラインなどが何か法律改正によって建付けが変わって義務付けられることになるということではないので、今、セキポリガイドラインにISMAP云々について書いてあるので、これも義務付けられるのではないかというふうにも我々が誤解を与えている面があるとすると、それはちょっと違

---

<sup>1</sup> 「指針」と発言していたが、発言に誤りがあったため修正。

うと、そういうことまでは考えておりませんということは、今回、念のために補足させていただければと思います。

私からは以上でございます。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

片桐委員、よろしいでしょうか。

○片桐専門委員 はい。ありがとうございます。

○杉本座長代理 住田委員、この問題に関する御発言でよろしいですか。

○住田専門委員 そうです。

○杉本座長代理 では、よろしくお願ひします。

○住田専門委員 先ほどの役割のところに戻ってしまうかもしれないのですけれども、今回、片桐委員からの御指摘があったとおり、自治体レベルでの地元のベンダーさんが対応できるレベルみたいなのところも含めて、ISMAPで見直さなくてはいけないところがあった場合のニーズ吸い上げみたいなのところというのは何か定期的に行われていたり、そういう会が開かれているということがあるのでしょうか。そういうものがないのであれば、そういうニーズをちゃんと拾うような取組もしていただけるとよいのかなと思ひました。

どなたにお答えいただけるといいのか分らないですけれども、NISC様がいいですかね。よろしくお願ひいたします。

○杉本座長代理 では、NISCさん、御回答をお願ひできますか。

○内閣サイバーセキュリティセンター（中溝副センター長） どこに問い合わせたらよいか分らない場合の総合窓口としてNISCを設置したものですから、私から御説明しますと、関係主体とのコミュニケーションの強化・充実というのは大事だと思ひてお願ひして、自治体さんとのコミュニケーションというのはこれまで必ずしも十分ではなかつたかと思ひてお願ひしますが、そういったことも含めてしっかりと4省庁で連携しながら進めていきたいと思ひてございます。

○住田専門委員 よろしくお願ひいたします。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

それでは、次の論点に進みたいと思ひます。次の論点は、政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針の見直しに関する質問となりますが、質問をお伺ひしたいと思ひます。

では、住田委員、お願ひします。

○住田専門委員 デジタル庁様に御質問したいと思ひます。

マルチクラウドの一般論としてベンダーロックイン回避につながると言われていて、デジタル庁の現状の記載はその逆の考え方のように思われるというところで、いろいろな関係省庁の皆様からも今日御意見があつて、ソフトウェア協会様からマルチクラウドは短期的にはコスト増につながるかもしれないけれども、環境の変化も含め選択肢の一つとして十分に考えられるという話もありましたし、グラファ様からも技術的な指定がある場合、

開発の自由度が大幅に制約される可能性があるという話もあったかなと思っております。

また、JISA様からも複数のクラウドで提供されるサービスの利用が経済的合理性を満たせる可能性もあるという話もあったかなと思っております、さらにデジタル庁様としても、記載の仕方が注意喚起のためのものであって、誤解を招かないように今後、次期改定で見直しをしていただけるみたいな話もあったかなと思っておりますけれども、その時期がいつになるのかということと、その内容についてはこちらの規制改革の事務局でも事前に方向性みたいのところだけでも御確認させていただけるのかという点についてお伺いしたいと思います。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

では、デジタル庁さん、御回答をお願いいたします。

○デジタル庁（井幡審議官） ありがとうございます。

当該箇所の記載は、我々はコストというところに着目して記述しておるのですが、御指摘いただいたように誤解を招きかねないところがございます。本日、皆様からの御意見をいただきましたので、それを受け止めさせていただいた上でもう一度改めて検証したいと思っております。

その上で、今後の改定と先ほど申し上げましたけれども、今年度の改定が実はもう最終段階に入っております、間もなく公表という予定でございます。したがって、来年度令和7年度の改定の際に、この記述の削除も含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○住田専門委員 内容についての事前の方向性の確認についてはさせていただける感じでしょうか。

○デジタル庁（井幡審議官） もちろん削除する方向というのは今申し上げたとおりなのですが、そちらの方向も含めて考えさせていただきたいということでございます。

○住田専門委員 承知しました。ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

そのほかに御質問はございますでしょうか。

それでは、そろそろ時間も参りましたので、今回の「ISMAP制度の手続きの緩和等」の議事はここまでとさせていただきます。

内閣サイバーセキュリティセンター、デジタル庁、総務省、経済産業省におかれましては、本日の議論を踏まえまして必要な検討を速やかに行っていただき、措置をするようお願いいたします。

具体的に申しますと、まずISMAP制度所管の4省庁におかれましては、各省庁の役割が分かりにくいという事業者の声を踏まえ、その役割を明確にして事業者が分かるようにしてください。その際、問合せ先である、ISMAP制度に関する総合窓口を問合せしやすいように改善をしてください。

その上で、内閣サイバーセキュリティセンター、デジタル庁、総務省、経済産業省におかれましては、まずISMAPの登録申請・更新時の監査項目が多く、事業者にとって金銭的にも時間的にも負担となっているということ、現状、監査の認定機関が5法人しかおらず、競争が起きていないということ、認定機関とのやり取り後に独立行政法人情報処理推進機構、いわゆるIPAによる審査もあるということから、実質的な二重審査となり、審査期間の長期化につながっているということ、ISMAP-LIUについて、ISMAP制度とのすみ分けやISMAP-LIUの優位性が不明確であること、議事録やISMAP運営委員会について公表されないことから、事業者からはこういった観点で議論をされているのか不明瞭でノウハウが蓄積されず、透明度が低いという声があること、こういった課題があることから、セキュリティ水準には重々配慮しつつ、政府機関等として特に確認する必要のある管理基準を明確化し、監査項目の精査を行い、ISO27000シリーズなどほかの認証を取得している場合にはその認証を活用し、重複する部分の監査を免除するなど、ISMAPの登録を申し込む事業者や登録事業者の負担軽減を行うこと、さらに、参入障壁がないかを検討し、認定機関の間でも競争原理が働くように監査の認定機関の数を大幅に増やすこと、事業者における負担軽減及び事業展開の機会の創出の解消に資するよう、IPAでの技術的審査への対応が必要最小限で済むように、認定機関の監査とIPAによる審査の在り方を検討するとともに、ISMAP-LIUについて、ISMAPの見直しに併せその必要性も含めて再検討し、制度を大幅に見直すこと、ISMAP運営委員会の委員名や議事録について公表すること、また、事業者が事前に対策を立てやすいように手引やFAQを充実させるなどを行うこと、これらに取り組んでください。取組に当たっては、今申し上げた改革も含め、事業者側が計画的に取り組めるように工程表を示してください。

加えて、総務省におかれましては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に関して、義務ではなく飽くまでも技術的助言であるとして、地方公共団体及び地方の事業者が慌てることなく理解をし、納得をして取り組まれるよう、情報セキュリティ対策の向上の取組を推進してください。その際、ISMAP制度を所管する省庁と連携をしてください。

最後に、デジタル庁におかれましては、政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針について、現在の記載ではベンダーロックイン対策にもなるマルチクラウド構成での提案を事業者が躊躇してしまうことから、ベンダーロックインやマルチクラウド構成に関する記載について、諸外国の状況も参考にしつつ、事業者の意見を聴取し、改定をしてください。

それでは、本日は各団体、各省庁、オブザーバーの皆様におかれましては、大変お忙しい中、ありがとうございました。「退出する」のボタンより御退出ください。ありがとうございました。

(各団体、各省庁、オブザーバー退室)

○杉本座長代理 以上で議事は終了しましたので、本日のワーキング・グループを終わり

ます。

速記はここで止めてください。